岩内町告示 第78号

岩内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年岩内町条例第1号)第6条の規定により、令和3年度の岩内町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和4年12月1日

岩内町長 木 村 清 彦

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況

(単位:人)

/ 1/1/2 1 1/1/2			v . v =	, i = , , ,								
区分) et i de				離	職				
	採用再任用		派遣 (復職)			让			免	<u> </u>	職	派遣
職種			(150,150)	定年	勧奨	死亡	自己都合・その他	再任用	分限	懲戒	失職	(出向)
一般行政職	8	3	2	5	1	0	6	2	0	0	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 職員数の状況

(各年4月1日現在)

年	度	職員数	増減数	主 な 増 減 理 由
令和	4年度	155 人	△2 人	退職者不補充による減
令和	3年度	157 人	一人	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区 分	歳出総額	人件費	人件費率	(参	考)
区 刀	(A)	(B)	(B/A)	令和2年度、元	年度の人件費率
令和3年度	千円	千円	%	令和2年度	令和元年度
7年3 平茂	8, 445, 899	1, 204, 083	14. 3	13.9%	16.8%

[※] 人件費には、議会議員、各種委員、特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 給与費の状況(令和3年度一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算)

١.	41 加丁貝	V/1/\t	小 (l1	作り十尺	灰云町、 1	11111111111111111111111111111111111111	小坦于未去 。	ロ、「小児」
	職員数		職	員 糸	合 与	費	(B/A) 一人当たり	亚特左蚣
	(A)	給	料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	合 与 費	平均年齢
ĺ	人		千円	千円	千円	千円	千円	
	157	548,	746	317, 359	207, 524	1, 073, 629	6, 838	39歳8月

[※] 職員数、職員給与費及び平均年齢は、当初予算の積算上の数値となっております。

(3) 初任給と平均給料月額

(令和4年4月1日現在)

١.	0 / D3 12 / H C	1 3/10/11	7 4 HX		***************************************					
				採 用 2 年 経験年数区分別平均給料月額						
	区	分	初任給	経 過 後	10年以上	15年以上	20年以上			
				給 料 額	15年未満	20年未満	25年未満			
	一般行政職	大学卒	182,200円	193,900円	269,600円	313,000円	356,600円			
	加又11 4又4取	高校卒	150,600円	158,900円	264, 200円	289,800円	344,800円			

(4) 特別職の給与費の状況

(令和4年4月1日現在)

(<u> </u>	An Mark		DL DL						()	1 J H -		/ J T	H 70	114/	
区	分	給料月額		期	末	手	当の)支	給	割	合				
町	長	685,000円	6月	2. 15.	月分	*	職務_	上の加	算が	あり	ます				
副	町 長	570,000円	12月	2. 15.	月分	_									
教	育 長	533,000円	計	4.3	月分										

(令和4年4月1日現在)

(5) 職員手当の状況

技 養 手 当	、 <u>5)</u> 月		于自	0) H	て沈 (でん	114年4月1日現仕 <i>)</i>
大 養 手 当						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○ 大学等 ○ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円加算 ○ 情家居住者(家賃12,000円以下は支給なし) 月 額 27,000円を限度に支給 ○ 情家居住者(家賃12,000円を限度に支給 ○ 情事とした。	扶	養	垂	当		
任 居 手 当 ○ 借家居住者(家賃12,000円以下は支給なし) 月額 27,000円を限度に支給 (片道 2 km以上の場合に限る) 自動車等利用者 5 km未満 月額 2,000円 以下距離数に応じ月額31,600円を限度に支給 管 理 職 手 当 役職に応じて支給 35,800円~53,200円 管 理 職 特 別	17	IC	1	_		
日本 子 月額 27,000円を限度に支給						こつき 5,000円加算
月 額 27,000円を限度に支給 (片道 2 km以上の場合に限る) 自動車等利用者 5 km未満 月額 2,000円 以下距離数に応じ月額31,600円を限度に支給 管理職 手 当 役職に応じて支給 35,800円~53,200円 管理職 特別 (管理又は監督の地位にある職員が、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給) 6,000円~12,000円 (危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給) ○大、猫類の捕獲、処分等の業務 1日 500円 ○下水道等のマンホールの調査又は検査 1日 500円 (札幌市及び東京都特別区に在勤する職員に支給) ○ 札幌市 100分の3 ○ 東京都特別区に在勤する職員に支給) ○ 東京都特別区に在勤する職員に支給 100分の18 時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 接養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円(11月から翌年3月までの期間) 期末手当及び 期末手当 勘勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 計 2.4月分 1.9月分 ※職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続25年 28,0395月分 33,27075月分 勤続35年 39.7575月分 47,709月分 長高限度額 47,709月分 47,709月分	仕	足	壬.	业	○ 借家居住者(家賃12,000円以下は支給なし)	
通 勤 手 当 自動車等利用者 5 km未満 月額 2,000円 以下距離数に応じ月額31,600円を限度に支給 管 理 職 手 当 役職に応じて支給 35,800円~53,200円 管 理 職 特 別 (管理又は監督の地位にある職員が、緊急の必要等により週休日又は休日等に 勤務 1 上 500円 (危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給) (入、猫類の捕獲、処分等の業務 1 日 500円 (有害鳥獣、害虫及び有害は虫類の駆除業務 1 日 500円 (札幌市及び東京都特別区に在勤する職員に支給) (入根市及び東京都特別区に在勤する職員に支給) (利幌市及び東京都特別区に在勤する職員に支給) (利幌市 及び東京都特別区に在勤する職員に支給) (利幌市 及の動務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 寒 冷 地 手 当 扶養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円(11月から翌年3月までの期間) 期末手当 動勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 計 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 47.709月分		/ <u></u>	1	_		
以下距離数に応じて複合 35,800円~53,200円						
管理職手当 役職に応じて支給 35,800円~53,200円 管理職等 当 の (管理又は監督の地位にある職員が、緊急の必要等により週休日又は休日等に 勤務した場合に支給) 6,000円~12,000円 (危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給) ○大、猫類の捕獲、処分等の業務 1日 500円 ○下水道等のマンホールの調査又は検査 1日 500円 ○利幌市 ○東京都特別区に在勤する職員に支給 100分の3 100分の18 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 第 冷 地 手 当 扶養親族の教などに応じて支給 8,800円~23,360円(11月から翌年3月までの期間) 期末手当 勤勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 1.9月分	通	勤	手	当		
管理職特別 (管理又は監督の地位にある職員が、緊急の必要等により週休日又は休日等に 勤務 手 当						度に支給
勤務 手 当				_		
特殊勤務手当					(管理又は監督の地位にある職員が、緊急の必要等により)	週休日又は休日等に
特殊勤務手当	勤	務	手	当		
一					(危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支	給)
○ 有害鳥獣、害虫及び有害は虫類の駆除業務 1日 500円 ○ 下水道等のマンホールの調査又は検査 1日 500円 (札幌市及び東京都特別区に在勤する職員に支給) ・ 札幌市 100分の3 ○ 東京都特別区 100分の18 ・ 時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 寒 冷 地 手 当 扶養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円(11月から翌年3月までの期間) 期末手当 勤勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 計 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます ・ 自己都合 勧奨、定年 ・ 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 ・ 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 ・ 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 長高限度額 47.709月分 47.709月分	炸	出出	終 壬	业		500円
世 域 手 当 (札幌市及び東京都特別区に在勤する職員に支給) ○ 札幌市	10 2/4	· 3/1 /	127 1	_		500円
地 域 手 当 ○札幌市 100分の3 ○東京都特別区 100分の18 時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 寒 冷 地 手 当 扶養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円 (11月から翌年3月までの期間) 期末手当 勤勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 1.2月 1.20月分 0.950月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 29.7575月分 47.709月分 47.709月分 47.709月分						500円
□ 東京都特別区 100分の18 日間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給					(札幌市及び東京都特別区に在勤する職員に支給)	
時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 寒冷地手当 技養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円 (11月から翌年3月までの期間) 期末手当及び勤勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 1.2月 1.20月分 0.950月分 1.9月分 2.4月分 1.9月分 ※職務の級などにより加算されます 直書都合 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 33.27075月分 数続25年 28.0395月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分 47.709月分 退職手当 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	地	域	手	当	○札幌市	100分の3
寒冷地手当 扶養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円 (11月から翌年3月までの期間) 期末手当 勤勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 47.709月分					○東京都特別区	100分の18
期末手当 動勉手当 6月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 計 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 動続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分						
期末手当及び 勤 勉 手 当 6月 1.20月分 0.950月分 12月 1.20月分 0.950月分 計 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 動続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	寒光	合 地	手	当	扶養親族の数などに応じて支給 8,800円~23,360円 (11月)	から翌年3月までの期間)
期末 手当及び 勤 勉 手 当 1.20月分 0.950月分 計 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 動続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分					期末手当勤勉手当	
動 勉 手 当 12月 1.20月分 0.950月分 1.9月分 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	#11 -	- 工	W 77.	7 N	6月 1.20月分 0.950月分	
計 2.4月分 1.9月分 ※ 職務の級などにより加算されます 自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 退 職 手 当 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分					1. 20月分 0. 950月分	
自己都合 勧奨、定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 退職手当勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	到	722	十	=	計 2.4月分 1.9月分	
- 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 - 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 - 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 - 最高限度額 47.709月分 47.709月分						
- 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 退職手当 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分						
退職手当勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分					勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
最高限度額 47.709月分 47.709月分						
	退	職	手			
※・定年前の退職などにより加算されます					*** *** = ****	
					※・定年前の退職などにより加算されます	
・上記月数分に調整額が加算されます					・上記月数分に調整額が加算されます	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況 (一部出先機関は異なります)

開始時間	終了時間	休憩時間
8時45分	17時15分	12時00分~12時45分

(2) 職員の休暇

·	17.5	_ `		n ·
付	暇0	り種	類	内
年	火有	給付	忭暇	毎年与えられる有給の休暇(採用年度を除き20日、繰り越しは20日を限度)
病	気	休	暇	毎年与えられる有紹の体験(採用年度を除さ20日、繰り越しは20日を限度) 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない と認められる場合における休暇
特	別	休		服喪休暇、危篤休暇、法要休暇、結婚休暇、配偶者出産休暇、妊娠障害休暇、 産前産後休暇、夏季休暇、ボランティア休暇など(それぞれ取得日数は異なる)
介	護	休	п р.	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居の祖父母及び兄弟姉妹などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇(通算して6月を超えない範囲内で指定する期間)
組	合	休	暇	職員が登録された職員団体の規約に定める機関で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、認められる休暇

4. 職員の休業状況 (令和3年4月1日~令和4年3月31日)

区 分	取得者
育児休業	3 人
部分休業	1 人
育児短時間勤務	1 人

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分事由別分限処分者数

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					0
心身の故障の場合(法第28条第1項第2号、第2項第1号)			3		3
職に必要な適格性を欠く場合(法第28条第1項第3号)					0
職制等の改廃により過員等を生じた場合(法第28条第1項第4号)					0
刑事事件に関し起訴された場合(法第28条第2項第2号)					0
合 計	0	0	3	0	3

※ 同一事由により2以上の処分を行う場合があります。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

(単位:人)

<u>X</u>	分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反(法第29条第1項第1号)						0
職務上の義務違反又は怠慢(法29条	第1項第2号)	1	1			2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	「(法第29条第1項第3号)					0
合	計	1	1	0	0	2

- ※1. (1)、(2)について、法とは地方公務員法をいいます。
 - 2. 2以上の事由により1つの処分を行う場合があります。

6. 服務規律の遵守に関する取組

取	組	そ	· の	内	容			周	知	方	法	等	
綱紀保持等		綱紀の厳	Eな保持	の周知権	散底		訓示及	び幹	部会議	等にお	ける周	知徹底	
が	付守	交通マナ	ーの遵守	と安全道	重転の励	行	訓示及	び幹	部会議	等にお	ける周	知徹底	

7. 職員の研修

研 修 内 容	3	参加人員
後志15町村新規採用職員研修	4	人
新社会人ビジネスマナー、電話対応マナー研修	4	人
ビジネス基礎研修	4	人
後志管內町村新規採用職員基礎研修	4	人
後志管內町村職員初級研修	4	人
後志管内町村職員中級研修	3	人
北海道職員との交流	1	人
政策立案研修	12	人
自治体新任管理者基礎研修	1	人
指導能力研修	1	人
管理能力研修	1	人
クレーム対応研修	2	人
業務改善手法研修	1	人
後志地区法務研修	6	人
人事評価研修	48	人
メンタルヘルスマネジメント実践研修会	1	人
接遇&マナー研修	14	人
防災&マインドセット研修	14	人
小型車両系建設機械(3 t 未満)特別教育	1	人
ゼロカーボン北海道セミナー	23	人

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

項目	事 業 概 要
職員健康診断事業	・全職員を対象とする一般定期健康診断又は人間ドックを実施
安全衛生管理事業	・快適な職場環境を形成し、職員の健康増進を図るための庁舎 及び各施設の点検等 ・全職員を対象とするストレスチェックを実施

(2) 公務災害の状況

区 分	令和3年度認定件数	令和2年度認定件数
公務災害	0 件	2 件
通勤災害	2 件	0 件

(3) 福利厚生のための各種団体

◆北海道市町村職員共済組合

【事業内容】

	1 / N 1 1						
事業の種類				事	業	内	容
石	#旧 公	/ → 車	- **	組合員やその家族の公務	努外の病気・け	が・死亡などの	事故や出産に対して、
湿	短期給付	17) 争	+ 来	必要な医療費やその他の	の不測の支出を	助け、当面の生	活を守るための事業
長	期給	付 事	業	組合員が退職したときの	の年金給付など	の事業	
垆	福祉	事	業	組合員とその家族の福祉	业と健康の増進	を図るための事	業
佃		事業	未	(住宅建設資金の貸付、	生活資金の貸	付、疾病の予防	対策など)

◆北海道市町村職員福祉協会

【事業内容】

	1 / N 1 1	H 4						
事業の種類				事	業	内	容	
医	療 給	付 事	業	退職会員等が自己負担	して支払った医	医療費の給付、	死亡弔慰金の支給等	
貸	付	事	業	一般資金、育英資金の	貸付等			
福	利厚	生 事	業	入院見舞金、出産祝金等	等			

【公的負担】令和3年度実績 402千円 一人当たり公費負担額 2,555円

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧下さい。

9. 職員の人事評価の状況

職員の能力及び業績を把握したうえで行う人事評価を導入しています。